

険者を代表する地域住民の参加に配慮することが必要である。また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが必要である。

(四) 市町村と都道府県との間の連携

都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成するとともに市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有する。このため、介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

したがって、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、圏域（介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが望ましい。

なお、小規模の市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることにかんがみ、都道府県は、圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

4 | 要介護者等の実態の把握

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を把握した上で市町村介護保険事業計画を作成するものである。この場合、市町村は必要に応じて、要介護者等の実

する地域住民の参加に配慮することが必要である。また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが必要である。

(四) 市町村と都道府県との間の連携

都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成するとともに、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有する。このため、介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

したがって、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、圏域（介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが望ましい。

なお、小規模の市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることにかんがみ、都道府県は、圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

3 | 要介護者等の実態に関する調査の実施

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握した上で市町村介護保険事業計画を作成するため、要介護者等の実態に関する調査を行うことが必要である。また、都道府県

態に関する調査を行うこととする。また、都道府県は、要介護者等の実態に関する調査が行われる場合には、その調査の実施が円滑に行われるよう、市町村に対する助言に努めるとともに、市町村が病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力することが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握することが必要である。

5| 圏域の設定

(一) 日常生活圏域

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める必要がある。

なお、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「基盤整備促進法」という。）第四条第一項に基づく市町村整備計画を作成する場合には、当該計画に記載される日常生活圏域（基盤整備促進法第四条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。）と市町村介護保険事業計画に規定する日常生活圏域との整合性が取れたものであることが必要である。

(二) 老人保健福祉圏域

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人保健福祉圏域（老人福祉法第二十条の九第二項第一号及び老人保健法第四十六条の十九第二項に規定する区域をいう。以下同じ。）として取り扱うものとされている。圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図

は、要介護者等の実態に関する調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言に努めるとともに、市町村が病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力することが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握することが必要である。

4| 圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人保健福祉圏域（老人福祉法第二十条の九第二項第一号及び老人保健法第四十六条の十九第二項に規定する区域をいう。以下同じ。）として取り扱うものとされている。圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏

る観点から、二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。このため、老人保健福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めることが必要である。

6| 他の計画との関係

介護保険事業計画は、老人保健福祉計画と一体のものとして作成され、医療計画（医療法に規定する医療計画をいう。以下同じ。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）第一百七条及び百八条に規定する市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）、健康増進計画（健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三十三号）第八条に規定する都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画をいう。）、整備計画等（基盤整備促進法に規定する市町村整備計画及び施設生活環境改善計画をいう。）、その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

(一) 老人保健福祉計画との一体性

老人保健福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、地域支援事業における介護予防事業及び予防給付に係る介護予防サービス並びに医療保険者による保健事業、そのほか地域住民等の自主的活動等として実施されているものなどの介護予防、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らし老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする保健医療サービス及び福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成するものである。このため、介護保険事業計画につ

（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。このため、老人保健福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めることが必要である。

5| 他の計画との関係

介護保険事業計画は、老人保健福祉計画、医療計画（医療法に規定する医療計画をいう。以下同じ。）その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

(一) 老人保健福祉計画との調和

老人保健福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、寝たきり、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らし老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする保健医療サービス及び福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成するものである。このため、介護保険事業計画については、その内容を包含する老人保健福祉計画と調和が保たれたものとなるよう、両者の作成の時期及び期間を同一にすることが必要である。

いては、その内容を包含する老人保健福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(二) 市町村の基本構想との調和

市町村介護保険事業計画については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

(三) 地域福祉計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業などの公的なサービスと地域における各種社会資源のサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。このため、介護保険事業計画については、地域において、様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉計画と調和が保たれたものとする必要がある。

二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

市町村介護保険事業計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第一に掲げる事項とする。

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、計画を作成しようとする時における介護給付等対象サービスの給付の実績について分析し、かつ、評価して、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）を参考として次の区分により定めることが必要である。

(二) 市町村の基本構想との調和

市町村介護保険事業計画については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

市町村介護保険事業計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第一に掲げる事項とする。

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

計画を作成しようとする時における介護給付等対象サービスの給付の実績について分析し、かつ評価して、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）を参考として、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。この場合においては、可能な限り、寝たきり、認知症等の予防のためのサービスの提供の効果を考慮することが望ま

サービス量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際には、要介護者等の数に係る参酌標準（別表第三に掲げるものをいう。以下同じ。）を参考として定めることが必要である。

(一) 各年度における介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(イ) 市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み

市町村及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数並びに地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

その際、できる限り日常生活圏域内で地域密着型サービスを利用することができるようにする観点から、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込み量の確保が必要となる。

(ロ) 地域密着型サービス以外の介護給付に係る介護給付等対象サービスの量の見込み

地域密着型サービス以外の介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、計画を作成しようとする時における介護給付等対象サービスの給付の実績について分析し、かつ、評価して、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の量の見込みを踏まえつつ、種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

しい。

(二) 介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

介護給付に係る介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等の多様な事業者の参入を促進する方策の工夫を図ることが必要である。

また、地域密着型サービスの創設により、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である市町村がみずから、その地域の実情に応じ、地域密着型サービスに係る事業者の指定に係る審査及び指導監督を行うとともに、その基準の設定、同サービスの介護報酬の設定を行うことができる。

なお、地域密着型サービスに係る事務の適切な運営を図るため市町村は、地域密着型サービスの指定を行うおうとするとき、又は、指定を行わないとするときは、あらかじめ、被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされ、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定を行うおうとするときは、あらかじめ、被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講ずるものとされている。このため、市町村は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て、地域密着型サービスのための委員会を設置するなどの措置を講ずることが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

(三) 各年度における予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等の多様な事業者の参入を促進する方策の工夫を図ることが必要である。

(イ) 市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型介護予防サービスの量の見込み

市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型介護予防サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

その際、できる限り日常生活圏域内で地域密着型介護予防サービスを利用することができるようにする観点から、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込み量の確保が必要となる。

(ロ) 地域密着型介護予防サービス以外の予防給付に係る介護給付等対象サービスの量の見込み

地域密着型介護予防サービス以外の予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、計画を作成しようとする時における介護給付等対象サービスの給付の実績について分析し、かつ評価して、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえつつ、種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

(ハ) 予防給付の効果による要介護認定者数の目標値の設定

要支援又は要介護一から要介護二以上へ移行することを防止する効果として、要支援及び要介護一の者の十％を標準とした目標値を設定する。この場合においては、予防給付を実施しない場合の自然体の要介護認定者数及び予防給付実施後の要介護認定者数を、別表第三を参考として定めることが必要である。

(四) 予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

予防給付に係る介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保

に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等の多様な事業者の参入を促進する方策の工夫を図ることが必要である。

また、地域密着型介護予防サービスの創設により、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である市町村がみずから、その地域の実情に応じ、地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に係る審査及び指導監督を行うとともに、その基準の設定、同サービスの介護報酬の設定を行うことができる。

なお、地域密着型介護予防サービスに係る事務の適切な運営を図るため、市町村は、地域密着型介護予防サービスの指定を行うとき、又は、指定を行わないときは、あらかじめ、被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされ、地域密着型介護予防サービスの指定基準及び介護報酬の設定を行うときは、あらかじめ、被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講ずるものとされている。このため、市町村は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て、地域密着型介護予防サービスのための委員会を設置するなどの措置を講じることが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

3 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等

(一) 地域支援事業に要する費用の額

各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額及び介護

予防事業に要する費用の額を定めることが必要である。

(二) 地域支援事業の量の見込み

各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

なお、介護予防事業については次のとおりとすることが必要である。

(イ) 介護予防事業対象者数の見込み

介護予防事業に係る事業の量の見込みを定めるに当たり、介護予防事業対象者数の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。この場合においては、別表第三を参考として、地域の実情に応じて定めることが必要である。

(ロ) 介護予防事業対象者の把握

介護予防事業の実施に当たっては、介護予防事業の対象となる虚弱高齢者の生活機能低下を早期に把握し、そのような高齢者を速やかに地域包括支援センターに紹介し、介護予防事業につなげることが重要である。このためには、介護予防に関する健診での有所見者や要介護認定非該当者等の把握及び関係機関からの連絡等により生活機能が低下した高齢者を早期に把握できるよう市町村における体制を整備することが望ましい。

(ハ) 介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値の設定

要支援又は要介護一へ移行することを防止する効果として、介護予防事業対象者の二十％を標準とする目標値を設定する。この場合においては、介護予防事業を実施しない場合の自然体の要介護認定者数及び介護予防事業実施後の要介護認定者数を、別表第三を参考として定めることが必要である。